

○大府市キャリアスクールプロジェクト事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職場体験学習を通して、望ましい勤労観・職業観の醸成を図るため、大府市立の中学校に対して、予算の範囲内において交付する大府市キャリアスクールプロジェクト事業交付金（以下「交付金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、大府市立の中学校が行うキャリアスクールプロジェクト事業とする。

(交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業に要する経費のうち、別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第4条 交付金の額は、交付対象経費で、予算に定める額とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交付対象経費	細分類	内容
報償費	講師謝礼	講師への謝礼
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する費用（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
役務費	通信運搬費	受入先事業所への連絡通信費（切手代）